

国民健康保険税改正・地獄垂玉地区水源調査の質問集中

今回の、国民健康保険条例の主な改正点は次のとおりです。

◎医療保険分の課税額（世帯主およびその世帯に属する被保険者につき算定した所得割・被保険者均等割・世帯別均等割の合算額）の限度額を47万円から50万円に、又後期高齢者支援金分課税額（算定方法は医療保険分と同じ）の限度額を12万円から13万円に引き上げるものです。

なお、この条例は平成22年4月1日から施行されます。

※ここでいう世帯主は、国民健康保険の被保険者である世帯主だけでなく、他の保険に加入している国保のみなし世帯主は除かれます。

Q古澤順正議員 健康で長生きをするためにいろいろな施策を進めてきたと思うが、今後どういう展開をしていくのか？

Q小堀孝二議員 国保運営協議会等で十分検討された結果であり、税のアップは必要と思うが、医療費の伸び、また基金の取り崩し等も考えた今後の見通しと、医療費を抑えるための村民への啓蒙は？

A村長 何としても医療費を抑制する以外にない。長期的に進めていくには村民主導の形で健康づくりに取組むことが必要で、そのような条件整備を早急に行いたい。国保会計への一般会計からの繰り入れには若干の問題も含むが、一定期間に限って財政支援を行なっていく必要があると思う。改正に伴い大きな負担になるが、現状を説明し理解と協力をお願いしたい。

↑ ↓

A健康推進課長 今年から健康づくりを考える会等の立ち上げを急いでいる。併せてハード的事業も推進し、村民の健康づくりに役立て、保険税の軽減につなげたい。

↑ ↓

A健康推進課長 重複受診をしない等の医療費軽減のお願いを広報などで行なっていく。国も、国保制度の抜本的な制度見直しを検討しており、あと3年何とか国保財政が健全化できるような運営をしていきたい。

↑ ↓

A村長 少なくともこれからの健康づくりは、30・40代の早いうちから取り組んでいかなければ効果的でない。そのような体制をきちつと整えていくため、まずは保健師もそうであるが職員の新進地研修なども必要と思っている。組織をあげてしっかりと対応していきたい。